

防衛庁公務災害補償審査委員会規則を次のように定める。

昭和37年5月25日

防衛庁長官 藤 枝 泉 介

防衛省災害補償審査委員会規則

改正	昭和37年12月7日庁訓第82号 昭和39年5月8日庁訓第13号 昭和41年9月30日庁訓第30号 昭和43年6月11日庁訓第21号 昭和51年8月18日庁訓第28号 昭和53年1月13日庁訓第1号 昭和59年6月30日庁訓第37号 昭和60年4月6日庁訓第19号 平成2年10月1日庁訓第38号 平成5年6月30日庁訓第45号	平成7年9月20日庁訓第51号 平成9年6月30日庁訓第31号 平成13年1月6日庁訓第2号 平成13年4月18日庁訓第62号 平成16年3月31日庁訓第34号 平成18年7月28日庁訓第83号 平成19年1月5日庁訓第1号 平成19年8月30日省訓第145号 平成20年6月27日省訓第40号
----	---	---

(防衛省災害補償審査委員会)

第1条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和27年法律第266号)第27条第1項において準用する国家公務員災害補償法(昭和26年法律第191号)第24条第1項に規定する補償の実施に関する審査の申立て(以下「審査の申立て」という。)及び同法第25条第1項に規定する福祉事業の運営に関する措置の申立て(以下「措置の申立て」という。)の審査を行わせるため、防衛省災害補償審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(構成)

第2条 審査委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 人事教育局長
- (2) 大臣官房文書課長
- (3) 大臣官房訟務管理官
- (4) 人事教育局給与課長
- (5) 人事教育局衛生官

(委員長)

第3条 人事教育局長である委員は、委員長となるものとする。

- 2 委員長は、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第4条 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審理の方法)

第5条 審査の申立て及び措置の申立ての審理は、書面による。ただし、審査申立人又は措置申立人の申立てがあったときは審査委員会は、審査申立人又は措置申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

- 2 審査委員会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は第8条の規定により指名された職員に、前項ただし書の規定による審査申立人又は措置申立人の意見の陳述を聞かせることができる。

(専門の事項に関する意見の聴取)

第6条 審査委員会は、必要に応じ、学識経験者に専門の事項に関して意見を求めることができる。

(調書の提出)

第7条 審査委員会は、審理を終了したときは、調書を作成して、これを防衛大臣に提出しなければならない。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、人事教育局給与課長の監督を受ける職員のうちから、人事教育局給与課長が指名した者が行う。

附 則

- 1 この訓令は、昭和37年5月25日から施行する。
- 2 防衛庁公務災害補償審査委員会規則（昭和29年防衛庁訓令第5号。以下「旧訓令」という。）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際、旧訓令による防衛庁公務災害補償審査委員会に係属中の事案は、この訓令による防衛庁公務災害補償審査委員会に係属しているものとみなす。

附 則（昭和37年12月7日庁訓第82号）

この訓令は、昭和37年12月7日から施行する。

附 則（昭和39年5月8日庁訓第13号）

この訓令は、昭和39年5月8日から施行する。

附 則（昭和41年9月30日庁訓第30号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和41年9月30日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の防衛庁職員療養及び補償実施規則の規定及び附則第2項から第12項までの規定による改正後の各訓令の規定は、昭和41年7月1日から適用する。

附 則（昭和43年6月11日庁訓第21号）

この訓令は、昭和43年6月15日から施行する。

附 則（昭和51年8月18日庁訓第28号）

この訓令は、昭和51年8月18日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日庁訓第1号）

この訓令は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和59年6月30日庁訓第37号）（抄）

この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月6日庁訓第19号）

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則（平成2年10月1日庁訓第38号）

この訓令は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成5年6月30日庁訓第45号）

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成7年9月20日庁訓第51号）

この訓令は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成9年6月30日庁訓第31号）

この訓令は、平成9年7月1日から施行する。

附 則（平成13年1月6日庁訓第2号）

この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年4月18日庁訓第62号）

この訓令は、平成13年4月18日から施行する。

附 則（平成16年3月31日庁訓第34号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月28日庁訓第83号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日庁訓第1号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月30日省訓第145号）（抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成20年6月27日省訓第40号）

（施行期日）

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。